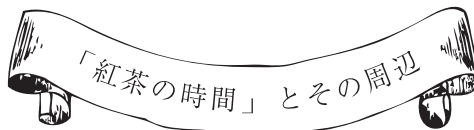


きもちは、 言葉を さがしている



第 35 話

水野 スウ

Why けんぼうBOOK again?

昨年（2018年）9月、2冊目の憲法の本、『たいわけんぼうBOOK+（ぷらす）』を出しました。憲法にしろとの私が、『わたしとあなたのけんぼうBOOK』（2015年）に続いて、なんでまたもや憲法の本を書くことになったのか、私自身も不思議なので、今号でそのわけを探ってみようと思います。

最初に、つくろう！と思い立ったのは、庭にまだ大雪の残る昨年2月のこと。その前の年にいきなり、安倍さんが憲法9条に自衛隊を書き込もうと言い出して、9条をかえるための国民投票がぐっと現実味をまして近づいてきているのを感じたからです。

その時は、本じゃなくて、ミニリーフレットをイメージしていました。安倍さんの提案する改憲案とそのための国民投票についてだけ、ポイントをしばってA4かB4一枚にまとめ、それを折りたたんで、『けんぼうBOOK』の最後のページにのりで貼って付録にしよう、なんてことを考えていたのです。

ところがほどなく、春の国会は大波乱。モリカケ公文書改ざんイラク日報隠しなどなど。正直あの時、この政権はおそらくもう保たない、と思った。だけど（自民）党大会で相当もめはしたものの、安倍さんの99条案や緊急事態条項などを憲法に書き込む案が、自民党の憲法改正たたき台素案、として生き残ったのでした。

やっぱりこの案でいくのか。それにしても国会がこんなじゃ、ただちに改憲まっしぐらってわけにもいかなさそう。ならば時間はまだしばしあるってこと。じゃあ、ミニリーフレットよりもうちょっとページ数の多い、ミニパンフレットくらいのものをつくろう、と思い直し。ところが、いざ書きはじめてみると、私の伝えたいことは、どう詰め込んでもそのサイズにおさまりきらない、ってことに気づいたんです。そうか、私が本当につくりたいのは、箇条書きの改憲早わかりといった「ミニ解説」や「情報」じゃなかったんだ、とわかりました。

伝えたいことは

安保法国会と追っかけっこしながら駆け足でつくった『けんぼう BOOK』から3年。その間に200回近く、けんぼうのおはなし出前によんでもらって全国にでかけました。語れば語るほど、憲法に書かれているのは、むずかしい政治の言葉じゃなくて、実は、わたしのこと、あなたのことだよ、と思えるようになりました。だけどそう感じる人はまだわずか、ということもわかってきたのです。

憲法なんて知らないよ、遠くにあって近寄りがたいもの、自分には関係ないもの。多くの人がそう思っているうちに、気づいたらもう憲法がかわってた、なんてことになるとしたら悲しすぎるし、あまりにもったいない。私の中に、そんな方たちにこそ伝えたい、大切なことが3年の間にいっぱいたまっていました。

話を聴いてくださった方たちから教えてもらったこともたくさんあれば、前作ではまだ気づけていなかった憲法の深い意味や、あらたに学んだこと、とりわけ改憲が現実味を増した9条のこと。憲法のどこが、どうかえられようとしているのか、かわるとどうなるのか。国民投票ってどういうものか。そういうことを一つ一つていねいに手渡していくための、あたらしいけんぼう BOOKをつくろう、と心に決めたのが、ちょうど一年前の桜のころです。

ワインディングロード、はたまた9条とボクシング

だけでも、そこからがワインディングロードの連続でした。伝えたいことも想いもあふれるほどあるのに、いざそれを、憲法の本をはじめて手にする人にも最後まで読んでもらえるような、とりわけ9条を、平らな言葉にして届けることのむずかしさは、私の予想をはるかに超えていました。

前作の『けんぼう BOOK』は、憲法って9条だけじゃないよ、を伝えたくて書いた本。その分、9条にはあまり踏み込んでいなかったけれど、今度の『BOOK+』ではそういうわけにいきません。9条のおいたちから、自衛隊の誕生から、9条を巡る政治の動きから、改憲の意味するところ、などなど、書きすすめていく中で、私の知らないことのあまり

の多さにはじめは打ちひしがれてばかり。まるでそれは、巨大な象にアリがジャンプしてボクシング挑んでいるような、むちゃくちゃ無謀な冒険でした。

一つ峠をこえるとまた次の峠があらわれ、また勉強し直して書いて、やれやれと思うまもなく、次はもっと険しい山で、そこを行きつ戻りつ、書き直しに書き直しを重ねていきました。

でもね、不思議と、ああ、もう無理だ、あきらめよう、って途中で一度も思わなかった。私なりに9条と9条改憲案のことを知ったなら、それを伝えることが知ったものの責任、そんな思いが強かったせいもあるでしょう。でもそれだけじゃなく、おはなしの出前先で会った人たちが伝えてくれた大事な気づきを、もう一度、私の言葉に編み直してきつとお返しなくちゃ、というきもちも大きかったのだと思います。「憲法って、9条だけ、じゃなかったんですね」「憲法を守らなきゃいけないのは誰か、ずっと勘違いしてた」「私は私で生きていい、って13条が言ってくれてたんだ」「黙ってちゃだめでした、私の12条をはじめます」といった、いくつもの実感こもる言葉たちが、くじけそうになる私の背中を、常に押してくれていたのです。

はたから見れば身の程知らずのアリのジャンプを繰り返しながらだんだんわかってきたこと。法の専門家でない私にそもそも、明確な答えなんて出せるわけがないのだ。でもそれこそが逆に、しろうとゆえの私の強みかもしれない。途中から、そう思えてきたのです。

そうだよ、答えを提供しなくていいんだ。もやもやを隠さなくっていいんだ。憲法学者さんになかなかそれはしにくいことだろうけど、一般ピープルの私になら、きっとそれは許される。

はっきりした答えが見つからなくても、私はこれだけは大切にしたいよ、これだけはいやだよって、堂々と言おう。そうしないと、昔みたいに政治が頭のいい一部の人たちのものってことになっちゃうもんね。もやもやしながら言葉にする私をみて、あ、100%の答えが出なくても、自分のきもちを言葉にしていんだ、って感じる人もいるかもしれない。

そこに思い至った時、ようやく開き直ることができました。これは憲法の解説本じゃない、9条と憲法といのちの未来について、一市民が必死に学んで、もがいて、考えつづけた過程を、正直に綴った本だ、と私の立ち位置が定まったんです。本を手にした方が、そのくねくね道の過程をたどって、私と一緒に考えてくださるとしたら、それが一番ありがたくて、うれしいこと。そう思えるようになってから、きもちが楽になって、先に書き進むことができました。

対をなすもの

9条と対をなす、と私が思っている13条も、前作よりもっと深く見つめています。

ほかの誰ともとりかえのきかない、唯一無二のわたしであり、あなたであること。誰もが、個のひととして尊重される。13条は、それをわたしに許しているだけでなく、わたしにそう生きることを求めている。でないと、かつてのように国が暴走しだした時、それを止められない。それでは平和がなりたたない、ということ。

一人一人のいのちが、国にとって都合よく取り替えのきくパーツだった時代を繰り返させないためにこそ、憲法に13条があるのだと。それもこの本で再び伝えたいことのひとつでした。

個人の尊厳の13条と、戦争を強く否定している9条とは対をなすもの。この考えに立てば、13条が粗末にされる時は9条があやうい時で、9条が壊されそうな時は13条がないがしろにされる時、とわかります。そんなふうには13条と9条を対で見だしたら、政府の意図がいっそうクリアに見えてくる。現に今の政府は、一人一人の価値をあからさまに、生産性のある／なし、役に立つ／立たない、で測りたがっているから、なおさら9条だってあぶない時なのです。

子育てだって12条すること

ふだんの努力の12条のとらえ方も、前作より広がりました。国のするおかしいこと―憲法違反の法律をつくったり、沖縄の地方自治をまったく無視して力づくの政治をすることに対して、しっかり声をあげる、これはこれでももちろん私たちがしな

ければならない、12条の大事な実践です。

でもだからって、「12条する」を、権力に抵抗すること、といった狭い意味あいだけでとらえなくてもいいんじゃないか、と気づきました。

わが子を一人の人として尊重し、愛し、人を差別しない、平和を愛する子に育ててほしいと願って、日々、子どもに接すること。その願いを持って絵本を読むのも、その子の想像力を豊かにさせること。そういう日常のなにげない営みだっておそらく、息の長い「12条すること」でしょう。

自分が普段からpeaceのpieceになろうと行動することもだし、自分と違う意見を持つ他者と13条的に平らに話しあおうとすることも、13条と12条を同時に実践することだと思います。

そんな風に想像の翼を広げるヒントをくれたのは、これまで70年余りも軍隊を持たずに他国との対話をかさねて自国の安全保障を保ってきたコスタリカの人々の存在。この国の人々のふだんの努力についても、映画「コスタリカの奇跡」の紹介とあわせて、かなり詳しくふれました。

協働作業の本づくり

前作とおなじく今回も、編集、デザイン、イラスト、校閲を担当した娘と、二人三脚の本づくりでした。前と違い、今回は調べものが山のようにあったので、むずかしい項目はそれぞれに分担して勉強してきたことを持ち寄って発表しあい、それを私が文章に起こし、娘が読んでまた手をいれ、返ってきたものをさらに直してまた返し、というキャッチボールを何回も繰り返しました。

「戦争と暴力の反対は、対話」。暉峻淑子さんのこの言葉を本文に書いたこともあって、最初のページからおしまいまで、読んでいる人に平らに話しかけるように、むずかしい内容をやさしくわかりやすく書くことを、せいっぱい心がけました。

原稿がほぼ出揃ったのは8月初め。安倍さんが3選を目指す自民党総裁選前になんとしても本を仕上げたい。そこから逆算すると締め切りはぎりぎり9月初め。そこで酷暑のひと月間、私は文章の見直しと整え、娘は編集と校閲の作業に毎日追われました。

入稿前の一週間はさらに、私も娘も頭の中、怒涛のごとし。毎晩何時間もスカイプで、あーだこーだの編集会議。おたがいあきらめないねえ、よく粘るねえ、と呆れながらもリスペクトしつつ、対話に對話を重ねて、新たな気づきがあればまた書き直して書き足して削って。

本をつくりながらこんなにも知らなかったことを学び、たくさん発見したことはなかった。私一人の作業では、どうがんばっても、ゴールといえる着地点にたどり着くことはできなかったと思います。

原稿を書いている間中、本のタイトルはまったく思いつきませんでした。入稿の前夜にあとがきを書いて、それを読み返した時、あ、これって対話からできている憲法の本だ、2冊目だからBOOK+だ、と瞬時に、『たいわけんぼう Book+』と決まりました。

この名前、今思うと、これしかないほど自然なことでした。出前先で、話を聴いてくださった方たちと毎回対話したし、本を書いている間も、想定する読者さんと対話していた。9条の歴史とも、過去とも、岸内閣憲法調査会の委員の一人だった亡き父とも遺された資料を手がかりに、対話した。そしてもちろん誰より娘と、対話した。対話と、平話（平らに話す）と、平和はひとつながり、そのことをいつも頭におきながら書いていた本でもありました。

サプライズのごほうび

この本が完成してから2ヶ月後の11月のある日、びっくりする電話をもらいました。なんと『たいわけんぼう BOOK+』と『わたしとあなたのけんぼう BOOK』の2冊が、第24回平和・協同ジャーナリスト基金（PCJF：Peace and Cooperative Journalist Fund of Japan）の「荒井なみ子賞」を受賞することになったというのです。

1995年に市民がお金をだしあってはじまったこの賞は、平和・反核・人権・協同の分野ですぐれた作品を発表したジャーナリストを毎年何人か市民が選び、市民が表彰する、日本版ピューリッツァー賞と呼ばれているもの。賞の存在は以前から知っていたものの、まさかまさか、私が？ ジャーナリストじゃないのに？ と信じられなくて、お知らせをもら

った時は思わずほっぺたつねりました。

びっくりのわけは、信州佐久で有機農業を営む、織座農園の窪川典子さんと、同じく信州のフォトジャーナリスト、山本宗補さんが、私に内緒でPCJFに推薦してくださっていたからだとなりました。

窪川さんは、私の出している「いのmira通信」の30年近い読者さん。農のお仕事のあと三晩徹夜で新刊の『たいわけんぼう BOOK+』を読み、それから必死に推薦文を書いたそうです。「紅茶の時間」のこと、自費出版で出してきた原発や紅茶の本のこと、個人通信のこと、おはなしの出前にあちこち行くこと、いわば私のこれまでしてきたこと全部を推薦文におさめて、2冊のBOOKにいのmira通信まで添えて、PCJF選考委員会に送ってくださったのでした。

贈呈式にて

12月8日、東京の日本記者クラブでPCJFの贈呈式がありました。映像と活字、あわせて92の応募作品から、大賞に選ばれたのは、琉球新報編集局政治部による「沖縄県知事選に関する報道のファクトチェック報道」でした。たしかに、デニー候補に対するデマ報道はあまりにひどかった。この状況を放っておけないと、政治部の記者さんたちがシリーズで検証したのです。日本のメディアでこの手法はまだ画期的なことらしく、他社からもファクトチェックのやり方を逆に訊かれたりしたそうです。

6点の奨励賞の一つは、三上智恵さん大矢英代さん監督のドキュメンタリー映画、「沖縄スパイ戦史」。この映画は、沖縄戦でゲリラやスパイ兵に仕立てられた元少年兵たちのことと、沖縄の現在を描いたもの。それが、決して過去の話ではなく今後起きうるかもしれない、すぐれた今日性こんにちを持った作品として認められたのです。また、朝日新聞記者・青木美希さんの『地図から消される街 3.11後の「言ってはいけない真実」』（講談社現代新書）という本も、福島原発事故後の被災地の現状を7年に渡って取材した克明なルポとして奨励賞に選ばれました。

私がいただいたのは、「荒井なみ子賞」。荒井さん（故人）は、戦後すぐから生活協同組合の活動を熱心

にされて、日本のサッチャーとも呼ばれた方。このPCJFの理念におおいに共感、賛同して多額の寄付をなさったことを記念して、お名前を冠したこの特別賞が創設されたとのこと。平和と協同、の言葉のはいった、しかも女性を対象として贈られるこの賞を頂戴するって、なんて光栄でありがたいことかと胸がいっぱいになりました。

ごほうびの理由

選考委員の方が、それぞれの作品の受賞理由を説明されました。2冊の『けんぼう BOOK』のそれは、「今の憲法を生かそうとやさしい言葉で解説。安倍政権は改憲にしゃかりきだが、それに引き換え、国民の側の憲法論議はそう熱心ではない。だとしたら、今こそ水野さんのような活動が効果的ではないか」というもの。

委員さんの言葉の端々から伝わってきたこと。自宅をひらいて35年もいろんな人が話し合える場が続いているって？ 自費出版で本をつくって、しかも自分で販売もして、ましてや専門家でないのに呼ばれれば全国どこへでも憲法の話の出前にいくって？ 実にユニーク！と驚きをもって、この2冊のBOOKが選考委員さんたちに受けとめられたんだとわかり、なんだかとてもくすぐったいきもちでした。

あとで個人的にお聞きしたら、いのみら通信を見た委員さんたちが、こんな手書きの通信、いいね、とか、『けんぼう BOOK』のどのページにも登場するコトリのイラストを指して、このハトがいいねえ、と感心されていたとか（式に参列していた娘いわく、イラストのコトリはハトのつもりじゃなかったけど、平和のトリといえばハトって連想する人もいるんだね！と）。



ジャーナリズムの世界で長年厳しいお仕事をされてきたろう委員の方々が、頭の中にいくつも「！」や「？」を立てながら、何の肩書きも持たず、どこ

にも所属していない一市民の、こんなにもささやかな手づくりっぽい作品に、よくぞ、光をあててくださった。このことに私は本当に感動して、心からのお礼の言葉をのべさせていただきました。この光は、平和を願って、不斷の努力を日々普段から続けている全国の多くの市民にとっても、勇気と希望をくれるものだ、と思ったのです。

この贈呈式には私の家族も、織座農園の窪川さんやクッキングハウスの松浦さんも、そして古くからの親しい友人たちも駆けつけ参加してくれて、この貴重なごほうびいただけたことをとによりこびありました。

おめでとう・ありがとうの会

金沢に戻ると、ピースウォーク金沢などのピースアクションと一緒にしてきた仲間たち企画のお祝い会がありました。ピース仲間と紅茶仲間が合流しての、名づけて「おめでとう・ありがとうの会」。

2冊の本の中には、紅茶の時間も、出前けんぼうかふえも、ピースウォークも、国会答弁書き起こしを読みあう「コッカイオンドク！」も、毎週の紅茶のなかで社会のことを語りあう「草かふえ」も、すべて含まれているので、これは because of you all——出逢ってくれたみんなのおかげ、協同でいただいた賞だとしみじみ思いました。本に登場している仲間たちが、まるで自分が受賞したかのように喜んでくれたのもまたうれしく。

おめでとうとありがとうが行ったり来たりする中で、ああ、私はこういう仲間たちと出逢えて、この人たちと一緒にだったからずっと歩き続けてこられたんだな、心ひらいて平和を語りあえたし、様々なアクションをともにしてこられたんだなあ、と確信したのです。

4つのキーワード

新刊『たいわけんぼう BOOK +』をお読みいただけたら何よりうれしいけれど、このマガジンをお読みの方にだけ、今号の原稿の最後で、本のエッセンスを少々おすそわけしますね。

9条に自衛隊を明記する案のこと。以前からある

ものを、憲法にただ書くことの、何が問題？ 戦争しない、武力は持たない、の9条はそのまま、自衛隊の任務もこれまでと何もかわらない、そのまま、って安倍さんは言ってるよ。災害救助でがんばってくれている隊員さんたちの名誉のためというんなら、別にいいんじゃないの——そう思いたい人たちの感情が、巧みに利用されていること。本には、その勘違いをほどこすための、4つのキーワードを記しました。

安倍さんは「9条1項2項の解釈をかえて、集団的自衛権を一部行使できるようにした。そのままです」と国会答弁しています（2017年11月）。安倍さんのいう「そのまま」は、2014年7月の閣議決定以降すでに変容してしまった9条と自衛隊の中味をさしているのだけど、そうとははっきり国民に説明しないものだから、これじゃ多くの人が、「そのままマジック」にかかるのも当たり前です。

後から書き加える「自衛隊」が、前からある1項2項を乗っ取る「後ろ前」の法原則。まるで上書き保存された文章のように、前に書かれていた文言、9条1項2項がこれで消されてしまいます。

警察も消防も海上保安庁もいっさい出てこない、憲法という最高法規の中に、国民投票の結果次第で、自衛隊だけが書き込まれる。このことが自衛隊という組織にどれほど強い国民の「お墨付き」、強い正当性と公共性を与えることになるのか、ということ。

安保法制によってかわってしまった自衛隊は、今や、災害救助だけでなく、海外の戦場に派遣されて、他国の人を殺すかもしれない、殺されるかもしれない、そういう任務を負わされている存在です。それがわかっているからこそ、私は、隊員さんの名誉のためとか、災害時に助けてくれることへの感謝として、自衛隊を憲法に書き込む案に○と書くことができません。「ありがとうと引き換えに」彼らを戦地に送り出すことに私は加担したくないのです。隊員さんたち一人一人もまた、私と同じ、尊重されるべき個のひとなのだから。

キンキュウジタイジョウコウのこと

この舌を噛みそうな条項は、憲法に国家緊急権を書き込もう、とする案のこと。簡単にいうと、大災

害を理由に、内閣総理大臣に権力を極端に集中させ、内閣だけで法律と同じ力をもつ政令をつくったり改正したりできるようになる、ということです。そもそも法律って、この国に住む人たちの自由や権利を制限する大きな力をもつものだから、本来は国民の代表である国会議員が時間をかけて話し合って作ることになっているはず。それが、話し合いをすっ飛ばして、一部の人たちだけで決めてしまえるようになるってことなんです。

日本は災害が多いから憲法にこれが必要なんだ、といわれれば、それもそうかとうなづきたくなすよね。けれども災害支援に長くかかわってきた弁護士さんは、いくつかの理由をあげて、緊急事態条項は必要ないといっています。たとえば……

- ・災害対策基本法や武力攻撃事態法など、今の日本にはかなりの強制力をもった法律がすでにあるので、災害のためにこれを憲法にわざわざ書く必要はないこと。
- ・この条項をいれたがっている人たちがよくあげる例として、瓦礫撤去のために、というのがあるけど、これも今の法律で対処できること。
- ・災害時に何が必要か判断できるのは現場の市町村、内閣に権力を集中させるとかえって現場は動きにくくなる。また、どれだけ法整備が進もうと憲法に書こうと、そもそも事前に準備していないことは、現実の災害時には役立たない。
- ・ここでいう災害が、自然災害に限定されず、人的災害もふくまれていることに要注意。どう拡大解釈されて、市民の権利が制限されるかわからない。現に、日本弁護士連合会は、憲法にこの緊急権を入れることは「人権侵害と立憲主義を損なう恐れあり」として反対の意見書をだしている、などなど。

災害に備えての法律はすでに十分あるにもかかわらず、どうしてもこれを憲法に入れたい理由は何？ それは先に書いた、憲法に明記することで自衛隊に強いお墨付きを与えるのと同じ理由じゃないだろうか。

緊急権が憲法に書きこまれたら、真っ先に影響を受けるのはおそらく報道の自由でしょう。政府がい

ま何をしているのか、懸命に知らせようと努力している記者に対して、今が今もあからさまな圧力がかけられています。この政府が「緊急権」を本当に手にした時、一体どんな力をふるうことになるのか、私たちの知る権利は守られるのか。そのことをリアルに想像してみしてほしいのです。

実は、2012年に自民党がつくった改憲草案の中にも、「緊急事態条項」がありました。それにくらべて、今出されている素案は、サイズだけ見れば4分の1弱、内容もはるかにマイルドっぽい。法のしろうとの私がさっと一読したときは、前よりも危険じゃなくなったのかな、と思ったほどです。

けれども、災害に詳しい弁護士さんたちは、マイルドに見える分、前の案以上に歯止めがなくなり、危険性はましている、というのです。にもかかわらず、9条改憲と違ってまるで話題になっていない。これは余計にあぶない！と、『BOOK+』に「9条、だけじゃない、かいけん案」の項目を設けて、この緊急事態条項素案をとりあげたのでした。

まずは、災害支援に長くかかわってきた弁護士さんたちの現実的な言葉に耳を傾けてみて。そして、災害にかこつけて、時の権力者が自分のしたいことを好きにできる権限を手にいれようとしていることかもしれないぞと、慎重に考えるきっかけにしたいだけだったらうれしい。そうなってはじめて、いろいろ調べて書いた甲斐がある、というものです。

テレビCMの大洪水

改憲案が議員の3分の2の賛成を得て、国会で正式に発議されると、それから60日～180日で国民投票の本番の日。憲法をかえるにしろかえないにしろ、最終的に選ぶのは国民の皆さまですよ、と政府はたびたび言います。だけど発議から投票までのほとんどの日々、私たちははたして改憲について冷静に公平に判断できる環境にいますでしょうか。

普段の選挙と違って、国民投票ではコマーシャルの規制がほとんどありません。憲法をかえたい派の人たちは、圧倒的な資金力を持っていて、国民投票のスケジュールも事前に予測できます。そんな人たちが周到に準備して流す国民投票のテレビCMの洪

水に、何の影響も受けないと言いきれる人、一体どれほどいるだろう。発議されたらされたで、その時ちゃんと考えよう、っていうんじゃとても間にあわないと思うんです。

憲法をかえるのに必要なのは、18歳以上の国民の有効投票の過半数です、有権者の過半数、ではなくてね。なので、どんなに投票率が低かろうとその数をもって、憲法は本当に書きかえられます。その憲法は、今を生きる人だけでなく、これから先を生きていく人たちの未来におおいに関わること。だからこそ、憲法のどこをどうかえるかよくわからないまま投票に行くのも、わからないから投票に行かないのも、民主主義の未来にとってそれは不幸なことなんじゃないか、って私は思ったんです。

そうなる前に憲法と改憲について知るほんの少しのヒントになれば、と願って書いた『たいわけんぼう BOOK+』。読んでみたいな、と思われたらどうか私までご連絡くださいね。



(表紙の紙色の名前から、通称メロン本とサクラ本です)

メールアドレス：sue-miz@nifty.com

または娘のwebshopまで。

mai works WEB SHOP

<http://maiworks.cart.fc2.com>

『わたしとあなたのけんぼう BOOK』は600円、新刊『たいわけんぼう BOOK+』は900円。送料は一冊180円、各一冊ずつなら同じく180円、それ以上は送料がかわります。